

日本透析医学会定款施行細則の一部改正

現 行	改正案																														
<p>日本透析医学会定款施行細則</p> <p>第 5 章 委員会</p> <p>第16条 この法人は事業運営のため、次の常置委員会をおく。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 総務委員会</td> <td style="width: 50%;">2) 財務委員会</td> </tr> <tr> <td>3) 編集委員会</td> <td>4) 学術委員会</td> </tr> <tr> <td>5) 統計調査委員会</td> <td>6) 専門医制度委員会</td> </tr> <tr> <td>7) 国際学術交流委員会</td> <td>8) 評議員選出委員会</td> </tr> <tr> <td>9) 保険委員会</td> <td>10) 倫理委員会</td> </tr> <tr> <td>11) 腎不全総合対策委員会</td> <td>12) 危機管理委員会</td> </tr> <tr> <td>13) 研究者の利益相反等検討委員会</td> <td></td> </tr> </table>	1) 総務委員会	2) 財務委員会	3) 編集委員会	4) 学術委員会	5) 統計調査委員会	6) 専門医制度委員会	7) 国際学術交流委員会	8) 評議員選出委員会	9) 保険委員会	10) 倫理委員会	11) 腎不全総合対策委員会	12) 危機管理委員会	13) 研究者の利益相反等検討委員会		<p>日本透析医学会定款施行細則</p> <p>第 5 章 委員会</p> <p>第16条 この法人は事業運営のため、次の常置委員会をおく。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 総務委員会</td> <td style="width: 50%;">2) 財務委員会</td> </tr> <tr> <td>3) 編集委員会</td> <td>4) 学術委員会</td> </tr> <tr> <td>5) 統計調査委員会</td> <td>6) 専門医制度委員会</td> </tr> <tr> <td>7) 国際学術交流委員会</td> <td>8) 評議員選出委員会</td> </tr> <tr> <td>9) 保険委員会</td> <td>10) 倫理委員会</td> </tr> <tr> <td>11) 腎不全総合対策委員会</td> <td>12) 危機管理委員会</td> </tr> <tr> <td>13) 研究者の利益相反等検討委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14) 男女共同参画推進委員会</td> <td></td> </tr> </table>	1) 総務委員会	2) 財務委員会	3) 編集委員会	4) 学術委員会	5) 統計調査委員会	6) 専門医制度委員会	7) 国際学術交流委員会	8) 評議員選出委員会	9) 保険委員会	10) 倫理委員会	11) 腎不全総合対策委員会	12) 危機管理委員会	13) 研究者の利益相反等検討委員会		14) 男女共同参画推進委員会	
1) 総務委員会	2) 財務委員会																														
3) 編集委員会	4) 学術委員会																														
5) 統計調査委員会	6) 専門医制度委員会																														
7) 国際学術交流委員会	8) 評議員選出委員会																														
9) 保険委員会	10) 倫理委員会																														
11) 腎不全総合対策委員会	12) 危機管理委員会																														
13) 研究者の利益相反等検討委員会																															
1) 総務委員会	2) 財務委員会																														
3) 編集委員会	4) 学術委員会																														
5) 統計調査委員会	6) 専門医制度委員会																														
7) 国際学術交流委員会	8) 評議員選出委員会																														
9) 保険委員会	10) 倫理委員会																														
11) 腎不全総合対策委員会	12) 危機管理委員会																														
13) 研究者の利益相反等検討委員会																															
14) 男女共同参画推進委員会																															

改正理由

これは、内閣府が制定した「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画事業の本格的な推進が本学会にとっても喫緊の案件であり、本学会の業務執行に関し迅速な意思決定が求められたため。

なお、本件に関しては、平成 29 年 6 月 15 日開催の第 62 回通常総会において、本学会定款施行細則第 16 条の一部改正を付議することを条件に、平成 28 年 7 月 29 日開催の理事会において定款施行細則第 16 条の常置委員会に新たに「男女共同参画推進委員会」の設置を決議し、同日付で運用を開始したものである。